

奈良町からくりおもちゃ館指定管理者募集要項

奈良市では、奈良町からくりおもちゃ館について、その設置目的を効果的に達成するため、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 施設の概要

名称	奈良町からくりおもちゃ館
所在地	奈良市陰陽町7番地
施設の目的	伝統的な町家を後世に引き継ぐとともに、地域の活性化と観光振興の拠点とする。
施設の構造等	① 構造 木造2階建（母屋） 木造平屋建（体験工房） ② 延床面積 156.89㎡（母屋） 108.30㎡（体験工房） 合計 265.19㎡
設置年月日	平成24年4月28日
施設の状況	① 令和6年度入館者数 30,157人 ② 令和7年度入館者数 32,140人 ③ 令和8年度指定管理料 7,952千円 詳細は、「奈良町からくりおもちゃ館の管理運営状況に関する資料」を参照してください。

2 業務の範囲

- (1) 奈良町からくりおもちゃ館の事業の実施に関すること。
 - ① からくりおもちゃ等の展示及び体験に関すること。
 - ② 観光の案内に関すること。
 - ③ その他奈良町からくりおもちゃ館の設置目的を達成するために必要な事業。
- (2) 奈良町からくりおもちゃ館の利用制限に関すること。
- (3) 奈良町からくりおもちゃ館の施設及び付帯設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

業務の範囲の詳細は、「奈良町からくりおもちゃ館指定管理者業務仕様書」を参照してください。

3 管理の基準

(1) 休館日

- ① 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- ② 休日の翌々日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）
- ③ 12月29日から翌年1月3日まで
- ④ 指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館し、又は開館することができます。

(2) 開館時間

- ① 午前9時から午後5時まで
- ② 指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができます。

(3) 関係法令の遵守

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び奈良町からくりおもちゃ館条例（平成23年奈良市条例第33号）、その他関係法令等を遵守すること。

(4) 情報公開及び個人情報の保護

奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）及び奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）に基づき、必要な措置を講じること。

(5) その他

管理の基準の詳細は、「奈良町からくりおもちゃ館指定管理者業務仕様書」を参照してください。

4 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（予定）

ただし、指定の期間内であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

5 管理運営に要する経費

管理運営に要する費用は、市が支払う指定管理料によって賄うこととします。

指定管理料の額は、指定管理者が提出した事業計画書、収支予算書を基本として、予算の範囲内において年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに協定で定めます。

なお、各年度終了後、剰余金が生じた場合は、市に返還する必要はありません。（ただし、協定で定める場合を除く。）また、不足が生じた場合は、災害等特別な事情がある場合を除き、補てんしません。

6 申請の資格

申請することができるのは、奈良町からくりおもちゃ館の設置目的を理解し、指定の期間において安全かつ円滑に管理運営することのできる法人その他の団体とします。

ただし、団体又はその代表者が次の各号に該当する場合は申請することができません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、奈良市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ② 奈良市建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）及び奈良市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成22年5月1日施行）に基づき、入札参加停止を受けている者
- ③ 令和7年度分（当該年度分が確定していない場合は前年度分）の法人市町村民税（法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合は、団体の代表者の個人市町村民税）を滞納している者
- ④ 次のいずれかに該当する者（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）に基づく排除措置）

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。以下同じ。）

イ 暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人その他の団体

ウ アからイまでに掲げるもの（以下「暴力団等」といいます。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、暴力団等に対し資金を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいいます。）を行う法人その他の団体

エ 役員等（法人にあつては役員及び経営に事実上参加している者、法人以外の団体にあつては代表者及び経営に事実上参加している者をいいます。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う法人その他の団体

オ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような関係をいいます。）を継続的に有している法人その他の団体

※奈良市長、奈良警察署長、奈良西警察署長及び天理警察署長で締結した奈良市が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年4月1日発効）に基づき、申請団体が排除措置対象者に該当するか否かを奈良町からくりおもちゃ館の所在地を所轄する奈良警察署長に照会しますので、申請に当たっては予めご了承ください。

【複数の団体等が共同体を結成して申請する場合】

共同体を構成する団体等を特定し、共同体の名称及び共同体を代表する団体等を定めるとともに、共同体を構成する全ての団体等及びその代表者が上記の①から④までに該当しないものであること。

7 指定申請の手続

(1) 申請に際して提出する書類

奈良町からくりおもちゃ館の指定管理者の指定を申請する団体は、次に掲げる書類を正本1部及び副本6部提出してください。副本は正本の複写で可とします。

- ① 奈良町からくりおもちゃ館指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 奈良町からくりおもちゃ館指定管理者事業計画書（様式第2号）
- ③ 奈良町からくりおもちゃ館指定管理者収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）〔登記事項証明書及び住民票の写しは、申請日の3ヶ月以内に交付されたもの〕
- ⑤ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類（但し、今年度に結成された団体については不要）
- ⑥ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類
- ⑦ 団体の役員名簿（様式第4号）
- ⑧ 団体が令和7年度分（当該年度分が確定していない場合は前年度分）の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
- ⑨ 団体が法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合、団体の代表者（※）が令和7年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等）
（※あくまで団体を代表する者、例えば代表取締役社長等に限ります。奈良支店長や近畿地区支配人等はこれに該当しませんのでご注意ください。）
- ⑩ 業務の再委託を行なわせる場合、暴力団又は暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書（様式第7号）

【複数の団体等が共同体を結成して申請する場合】

④から⑨までの書類は共同体を構成する全ての団体等について提出するとともに、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書（様式第1号の2）及び共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状（様式第1号の3）を添付してください。

(2) 提出の方法

提出書類を奈良市 観光経済部 観光戦略課へ直接提出してください。

郵送・信書便による申請はできません。

(3) 申請の受付期間

令和8年9月25日（金）から10月22日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

各日午前9時から午後5時まで

(4) 申請に当たっての注意事項

- ① 申請の際に要する費用は、申請団体の負担とします。
- ② 申請は、1団体につき1件のみとします。共同体を構成する団体等が、単独で又は他の共同体を結成して申請することもできません。
- ③ 申請の際に提出した書類は、返却しません。
- ④ 申請の受付期間の終了後、申請の際に提出した書類の内容の変更は、軽微な誤りの修正を除き、認められません。
- ⑤ 審査のため、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
- ⑥ 申請の際に提出した書類は、奈良市個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報を除いて公開する場合があります。
- ⑦ 申請後において、申請資格が喪失する事由が生じた場合及び申請団体の都合により申請を取り消す場合は、申請団体は直ちにその旨を書面で届出してください。
- ⑧ 申請書類に虚偽があった場合や申請団体が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とします。

8 現地説明会の実施

奈良町からくりおもちゃ館の現地説明会を次のとおり実施します。

実施日	令和8年10月9日（金） 午後3時から
実施場所	奈良町からくりおもちゃ館
集合場所	奈良町からくりおもちゃ館
参加方法	令和8年10月8日（木）午後5時までに、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で、奈良市 観光経済部 観光戦略課へ別紙「奈良町からくりおもちゃ館指定管理者募集に関する現地説明会参加申込書」（様式第5号）を提出してください。
注意事項	参加人数は、1団体2名までとします。

9 募集に関する質問の受付

この募集要項及び業務仕様書等に関する質問は、次のとおり提出してください。

提出方法	令和8年10月15日（木）午後5時までに、持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で、奈良市 観光経済部 観光戦略課へ別紙「奈良町からくりおもちゃ館指定管理者募集要項等に関する質問票」（様式第6号）を提出してください。 電話等口頭での質問は受付できません。
回答方法	質問に対する回答は、奈良市ホームページ及び観光戦略課窓口にて随時公開します。個別に回答は行いません。

10 選定の基準及び方法

(1) 選定の基準

指定の申請を行った団体から、次に定める選定の基準を満たし、最も効果的に当該公の施設の設置の目的を達成することのできる団体を指定管理者の候補者として選定します。

- ① 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること。
- ② 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 事業計画書の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有していること。

(2) 選定の方法

選定に当たっては、市職員及び学識経験者等で構成される奈良市指定管理者選定委員会において書類審査及び面接審査を行います。なお、書類審査の結果、選定をしないことが適当と認められる団体については、面接審査を行わずに選定しない旨を決定する場合があります。

選定の結果については、指定の申請を行った団体全てに文書で通知するとともに、奈良市ホームページで公開します。

日程は概ね次のとおりです。

書類審査	令和8年10月下旬（予定）
面接審査	令和8年11月上旬（予定） 面接審査の対象となる団体へ日程が決定次第通知します。
選 定	令和8年11月中旬（予定）

11 指定及び指定後の手続

(1) 指定

指定管理者の候補者を、奈良市議会の議決を経て、指定管理者に指定します。

但し、選定後、指定管理者の候補者に指定管理者として管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は、指定管理者の候補者を指定しない場合があります。

また、指定後であっても、当該指定管理者に管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明した場合は、指定を取り消す場合があります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合並びに管理を行わせることが適当でないと認められる事由が判明したことにより指定しなかった場合及び指定を取り消した場合、事業の実施の準備のために支出した費用等については、補償しません。

(2) 協定の締結

指定後、管理を開始するまでに、奈良市と指定管理者は協議の上、奈良町からくりおもちゃ館の管理に関する協定を締結します。

1 2 備品等の所有権

指定管理料で購入した備品については、その所有権は市に帰属するものとします。（なお、購入にあたっては事前に担当課と協議してください。）

指定管理料で購入した消耗品については、その所有権は原則として指定管理者に帰属するものとします。

1 3 募集要項等のダウンロード

この募集要項・各種申請様式・奈良町からくりおもちゃ館指定管理者業務仕様書その他関係資料については奈良市ホームページ（<https://www.city.nara.lg.jp/>）からダウンロードすることができます。

1 4 提出先及び問合せ先

奈良市 観光経済部 観光戦略課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話 0 7 4 2 - 3 4 - 5 1 3 5

電子メール naramachinigiwai@city.nara.lg.jp